

表題部 (土地の表示)		調製	平成8年11月21日	不動産番号	030 [redacted] 005 [redacted]
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	[redacted]一丁目	[余白]			
	[redacted]一丁目	平成13年5月1日変更 平成13年6月5日登記			
	[redacted]一丁目	平成15年4月1日変更 平成15年7月23日登記			
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
[redacted]	畑	232		1927番から分筆 〔昭和44年7月8日〕	
[余白]	[余白]	222		③1927番4、1927番7に分筆 〔昭和44年7月23日〕	
[余白]	宅地	222	69	②③昭和45年9月28日地目変更 〔昭和52年2月14日〕	
[余白]	[余白]	238	45	③1927番12を合筆 〔昭和52年2月14日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年11月21日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和52年2月10日 第4469号	所有者 [redacted] 順位3番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年11月21日
2	所有権移転	平成30年3月23日 第23782号	原因 平成30年3月12日信託 受託者 [redacted]
	信託	[余白]	信託目録第 [redacted] 号

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成7年7月13日 第29990号	原因 平成7年7月13日設定 極度額 金2,970万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 [redacted] 根抵当権者 [redacted] 号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			共同担保 目録(イ)第 号 順位 2 番の登記を移記 共同担保 目録(イ)第 2 / 号
	余白	余白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 8 年 1 1 月 2 1 日
2	1 番根抵当権抹消	平成 年 月 日 第 号	原因 平成 1 3 年 9 月 4 日解除

共同担保目録

記号及び番号	(イ)第 2 3 6 0 / 0 3 0 7 号	調製	平成 9 年 8 月 7 日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	の土地 の土地	1	平成 1 3 年 6 月 5 日変更 (所在) 平成 1 3 年 9 月 7 日受付第 号抹消
2		1	平成 1 3 年 6 月 5 日変更 (所在) 平成 1 3 年 9 月 7 日受付第 号抹消
3		1	平成 1 3 年 6 月 6 日変更 (所在) 平成 1 3 年 9 月 7 日受付第 号抹消
	余白	余白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 3 条の規定により移記 平成 9 年 8 月 7 日
	余白	余白	平成 1 3 年 9 月 7 日全部抹消

信託目録

番号	受付年月日・受付番号	予備
第 4 2 号	平成 年 月 日 第 号	余白
1 委託者に関する事項		
2 受託者に関する事項		
3 受益者に関する事項等	受益者	
4 信託条項	1 信託の目的 本信託は、受益者の安定した生活、納税、療養及び福祉の確保のため終生支援することを目的とする。 2 信託財産の管理方法 受託者は、信託財産の管理・運用・処分その他本信託目的の達成のために必要な行為を	

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

<p>4 信託条項</p>	<p>行う権限を有し、信託不動産の管理、運用及び処分については、次の方法により行う。</p> <p>一 信託不動産の維持、保全、修繕又は改良は、受託者が適当と認める方法、時期、手続及び範囲において行う。</p> <p>二 受託者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇特定土地地区画整理事業（施行者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇市 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇特定土地地区画整理組合）に関し、信託不動産の換地、補償に関する手続を含む一切の必要な手続を行うことができる。</p> <p>三 受託者は、信託不動産の売却・賃貸等、信託目的を達成するための一切の行為を行うことができる。</p> <p>四 受託者は、前3項に伴い発生する一切の諸費用又は受益者の日常生活支援の費用に関し、必要に応じて第三者から資金を借り入れ、信託不動産に受益者又は受託者を債務者として担保権を設定することができる。</p> <p>3 信託終了の事由</p> <p>本契約の終了事由は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 受益者が死亡したとき</p> <p>(2) 受託者及び受益者（受益者代理人が就任した場合は受益者代理人）が合意したとき。但し、信託不動産が金融機関に担保提供されているときは、受託者は、上記合意のほか、あらかじめ当該金融機関の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) その他信託法に定める事由が生じたとき</p> <p>4 その他の信託条項</p> <p>一 信託不動産の所有権は、本信託開始日に、受託者に移転する。</p> <p>二 受託者の任務の終了</p> <p>受託者が次に該当した場合には、その任務が終了する。</p> <p>(1) 死亡したとき</p> <p>(2) 任意後見監督人選任の審判がなされたとき</p> <p>(3) その他信託法に定める事由に該当したとき</p> <p>三 後継受託者</p> <p>前項各号により受託者の任務が終了した場合、受益者（受益者代理人が就任した場合は受益者代理人）が後継受託者を指定する。</p> <p>四 受益者（受益者代理人が就任した場合は受益者代理人）は、受託者の事前の書面による承諾なく受益権の放棄、譲渡又は質入れその他の担保設定等の処分をすることができない。</p> <p>五 受益者代理人</p> <p>受託者は、本信託の受益者が判断能力を欠き意思表示ができないとき、または、受託者が信託事務処理上必要と認めるときには、適任者と認められる親族若しくは専門的知識を有する者から受益者代理人を選任することができる。</p> <p>六 本信託の受益権は、受益者の死亡により消滅する。</p> <p>七 信託契約の変更</p> <p>(1) 本信託目的に反しないことが明らかであるときは、受託者及び受益者（受益者代理人が就任した場合は受益者代理人）との合意により、本契約の定めを変更することができる。</p> <p>(2) 受託者は、本信託目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときは、公証人の認証を受けた書面による意思表示により、本契約の定めを変更することができる。この場合、受託者は、委託者及び受益者（受益者代理人が就任した場合は受益者代理人）に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知することとする。</p> <p>八 信託終了時の財産の帰属</p> <p>(1) 受益者の死亡により本信託が終了したときは、残余財産は、本信託終了時の受託者に帰属する。</p> <p>(2) 受託者及び受益者（受益者代理人が就任した場合は受益者代理人）の合意により本信託が終了したとき、その他、信託法に定める事由が生じたことにより本信託が終了したときは、委託者を残余財産受益者に指定する。</p>
---------------	---

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(~~〇〇〇〇〇〇~~法務局管轄)

平成 ~~〇〇~~ 年 ~~〇~~ 月 ~~〇~~ 日

登記官 ~~〇〇〇〇〇〇~~ ~~〇〇~~ ~~〇〇~~ ~~〇〇~~



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 ~~〇〇〇〇〇〇〇〇~~ (1 / 1)

3 / 3